

産業建設常任委員会委員長報告

(令和6年10月2日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、
審査の経過概要と、その結果を報告します。

まず、**第1号議案、令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）**の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・総務費では、令和4・5年度に農林水産省の農山漁村振興交付金で整備を行った蕨田野町の農産物直売所京都佐伯の里について、株式会社京都佐伯の里の消費税及び地方消費税の仕入れ控除税が確定したことによる過年度還付金の増額補正。
- ・農林水産業費では、公共施設の安全で適正な管理の観点から老朽化が進む、きのこ生産施設の整備に要する農業事務経費や、オーガニックビレッジ宣言に基づく有機農業の推進について、新たなビジネスの立ち上げを支援するための経費の増額補正。
- ・土木費では、JR西日本の株式を取得することで、株主としての発言力を高めるための土木管理事務経費の増額補

正、また、市民生活の向上を図るため生活道路などの機能維持や安全対策を行う道路維持経費等の増額補正。

- ・災害復旧費では、令和6年5月豪雨において被害を受けた林道の復旧経費の増額補正であります。
- ・また、JR千代川駅東西自由通路の整備において、JR西日本と基本協定を締結し、事業の計画的な推進を図る経費について債務負担行為が設定されています。

別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第3号議案、令和6年度亀岡市水道事業会計補正予算（第1号）**は、水道施設運転監視業務の経費に係る債務負担行為について、予算に定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第7号議案、亀岡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定**は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、使用目的のない空家の増加を防止し、有効活用を進めるため、法に基づく管理不全空家の

認定及び緊急代執行等について条例に規定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第50号議案、市道路線の認定**は、市道路線について、2路線を認定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

○ＪＲ嵯峨野線復便を目指して

一般会計補正予算
(第2号)

可決(全員賛成)

・土木管理事務経費

1億円増額

JR西日本の株式を取得することで、株主として発言力を高めるとともに、利用者や市民など幅広い関係者に公共交通政策への関心を喚起するための経費を増額する。

○空き家対策の推進に向けて

亀岡市空家等対策の推進に関する条例の一部改正 可決(全員賛成)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、空家の有効活用や管理不全空家の認定、緊急代執行などについて条例に規定する。

【主な質疑】
問 緊急代執行する

【主な質疑】

問 株購入の効果

は。

答 1億円分を購入することで議題提案権を得ることができる。

問 南丹市や京丹波

町との連携は。

答 京都丹波基幹交通整備協議会を通じて、連携している。引き続き2市1町で、復便に向けた取組を進めていく。

問 南丹市や京丹波町との連携は。

答 勧告を受けた特定空家等は、災害時にあつては、裁判所の許可を得ずに代執行可能となった。

問 所有者所在が不明の場合は。

答 法令上裁判所を通じて売買できるが、他市の取組を研究する中で、今後の方向性について検討していく。